



第 133 号

高畠 英弘
KCCN 理事
京都産業大学法学部教授

ドイツの不正競争防止法における「警告手続」

今年の3月末に、龍谷大学の中田邦博教授、カライスコス教授、そして日弁連消費者委員会の弁護士さんと、ドイツにおける消費者法の現状調査に行ってきました。3月19日に日本を出発し、同月29日には帰国するという慌ただしスケジュールでしたが、ドイツにおける近時の消費者法や消費者法教育の動向に接することができるよい機会となりました。訪問先も、大学、官庁、弁護士事務所、消費者保護団体、商工会議所と多様であり、多数の実務家や研究家と意見交換できました。

なかでも、ベルリンのドイツ商工会議所 (DIHK) では、ヒルデガルト・レップェルムント氏 (競争法、独占禁止法、調達法、経済刑法担当部長) により、ドイツの不正競争防止法、および同法に基づく警告 (Abmahnung) 手続がどのように運用されており、どのように消費者保護に役立っているかのレクチャーを受けることができました。ここにいう警告手続とは、事業者が同法に違反している疑いがある場合、同一市場で競争関係にある事業者や消費者団体等が、違反行為の中止と将来に向けた措置を書面で警告する手続をいいます。たとえば、ある事業者が虚偽広告を出している場合、これを停止するよう請求するとともに、今後同様の違反を行わないとの内容の誓約書を提出するよう要求する手続です。日本の適格消費者団体が差止訴訟の前に行う申し入れ行為と似ていますが、この警告手続では、むしろ違反行為により損害を被っている事業者がこれを利用することが多いとのことでした。

このように、同法に基づく警告手続には、同一の市場で競争関係にある事業者がお互いを監視することによって公平な市場を確保するという、わが国ではあまり見られない視点が盛り込まれています。わが国と異なり、ドイツの商工会議所は全事業者に加入義務がある制度になっていることが、このような相違の背景にあると思われる、職能団体がギルドとして高度な自律性を有してきたドイツらしい制度です。わが国における今後の消費者保護を考えるうえでも参考になる視点です。

今回の調査では、これ以外にも、ハンブルクのマックスプランク外国私法・国際私法研究所や事業者側弁護士事務所、オスナブリュック大学欧州法学研究所、ドイツ消費者連盟等において、レクチャーを受けるとともに活発な意見交換を行うことができました。今後、皆さんとその成果を共有できればと考えています。

(2025年7月)